

「地域の役に立つものを」との願いで
福祉施設に医院と薬局も併設

原田榮司様(湘南農業協同組合 八幡支店組合員)

こんにちは 組合員さん

経験者に訊く土地活用



一町五反の田畠を世話してきた

「原田家は私で五代目。歴史好きでもないので家系をたどったこともないが、鍼医さんという屋号で呼ばれていたことは覚えてます。なんでも遠くない祖先が、手に鍼灸の職を付けたらしいんですね。今の自宅の北端に建物を建てて、鍼医を開いていた時期があったようです。通う患者を自当てに、近くに甘酒屋や団子屋が出たらしいといふから、それなりに評判を呼んだんでしょうね。現金商売なんだから、一斗樽に2つも3つも錢が貯めてあったと聞いています。まあ、それはその後、飲み食い遊びできれいさっぱり使い切ったらしい。子孫に美田を残さなかつたといえるかも知れませんが」と笑うのは、原田家当代の原田榮司さん、86歳、昭和11年の生まれだ。

「趣味は釣りをする事ですが、畠をいじっている

都市型農業地域、平塚

平塚市は、稻作では県下一位の生産量を誇る。

東海道新幹線下りに乗ると、新横浜駅と小田原駅の間で窓外の景色が急にひらける場所がある。初夏には緑の稻葉がそよぎ、秋には黄金色の稻穂が波打つ。そこが平塚市の農業地域で、横浜、川崎、東京などの大消費地に近接した都市型農業地域だ。

平塚という地名は、古くは鎌倉時代の年代記である「吾妻鏡」に見られる。人気の大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で石橋山合戦において先陣を務めた佐奈田与一義忠は平塚を本拠地としていたし、北条政子の安産祈願として平塚八幡宮に神馬が奉納された記録もある。さらに時代をさかのばれば、飛鳥時代から奈良時代の相模國府が平塚にあつたと思われる遺跡も発掘されている。

NO.25

2022

スキップ

~次代へつなぐ住まいと土地活用~



JAの住宅展示場 見学サポート

JAグループの担当者が住宅展示場をご案内します!



こんにちは組合員さん

~経験者に訊く土地活用~
「地域の役に立つものを」との願いで
福祉施設に医院と薬局も併設



知っておいたほうがいい ちょっとした話

配達者の相続税上の特権と配達者居住権等による優遇



かながわ逸品探訪

秦野綜合工場製造工場の
アンケートに答えてプレゼント!



塗り絵コーナー

JA湘南大型農産物直売所あさづゆ広場の「湘南そだつ」
家族と一緒に塗り絵にチャレンジしよう!



知っておいた ほうがいい ちょっとした話

配偶者の相続税上の特権と 配偶者居住権等による優遇

~20年以上の夫婦間の自宅の贈与等は分割協議でも対象外に~

参考 ランドマーク税理士法人 あぐりタイムズ 「配偶者の相続税上の特権と配偶者居住権等による優遇」

1. 配偶者に対する相続税の優遇措置

- ①配偶者の老後の生活保障
- ②遺産の維持形成に対する配偶者の貢献への配慮
- ③同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続がおこり、その際に相続税の課税対象とされること、以上3点を理由に、相続税法では配偶者に対する優遇措置が用意されています。

2. 配偶者の税額軽減制度とは

相続税を計算するとき、配偶者には「配偶者の税額軽減」という制度があり、配偶者が実際にもらった正味の財産額が法定相続分（1億6,000万円）に満たない場合には1億6,000万円以下であれば、配偶者に相続税はかかりません。

（法定相続分を超えて相続をした場合でも、実際にもらった正味の財産額が1億6,000万円以下であれば税金はかかるといふことです。）

もし相続人（包括受遺者を含む）が配偶者一人のみである場合は、財産額がいくらであっても、相続税はかかりません。

計算式

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①と②のうち少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

- ①配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち多い金額
- ②配偶者が実際にもらった正味の財産額

こんにちは
組合員さん

スペースが20台近く用意してある。入居者の申し込みも引きも切らず、空室もほばないという。「私もほつとしました。ホームの経営者ではありませんが、元来の心配性なのでね。これから土地活用を考えている組合員さんへのアドバイスを聞くと、「私からアドバイスっていうこともないけれど、計画地が埋蔵文化財包蔵地のときは、遺跡発掘調査が必要な場合がある。遺跡調査の費用は全部自分持ちだということは覚えておいた方がいいですね。自宅用の建物を建てるなら役所が遺跡調査の費用を負担してくれますが、事業用の建物の場合は全部自分持ちです。それに遺跡調査の費用ってのはいい値段が付くからね。うちはJAさんが相見積もりを取つてくれました。なるほど、既存の建物の撤去費用や、新しい建物の建設費用は当たり前のよう見込めるものの、遺跡調査については素人ではうつかり見過しきしき。最後に土地活用の相談先にJAをおすすめする理由を聞いた。

「納得いくように相見積もりを取つてくれたり、進捗状況をこここまかに知らせてくれたりとか、褒める点いろいろあるけど。結局『どうよ、おうよな』で通じるところが心地良いんですね」。JA担当者は言つ。「土地の適性に合った活用方法があります。賃貸住宅は駅前は家賃が高く、郊外は安くなります。貸店舗等の立地は幹線道路や生活道路沿いになります。老人ホームなどは駅から距離はあまり関係がありません。皆さまの土地に合わせてご提案しますので『遠慮なく』相談ください」。

JJAのテナント事業

募集から条件交渉、アフター対応まで
「土地オーナー様目線」でお手伝い！

JJAグループでは、お施主様に安心して土地活用をしていただくためにテナント企業の情報を収集して蓄積させています。

土地活用のご相談があった時には長年の実績に基づいてお施主様の多彩なニーズにお応えし、テナント企業の誘致企画をご提案します。

1 テナント企業の選定

幅広いテナント企業情報、多くの実績に裏づけされた経験によりお施主様の土地に適したテナント企業をご提案します。

2 条件交渉

候補テナント企業との出店条件の交渉をお施主様に代わり行います。

3 賃貸借契約締結

専門家（弁護士・税理士等）とも提携し、テナント企業との様々な契約業務をサポートします。

4 建物建設 (施主代行方式)

JJAグループがお施主様の立場で、お施主様に代わって工事検査をはじめ建設に関わる様々な行為を行うことで、希望に合った建物の完成をお約束します。

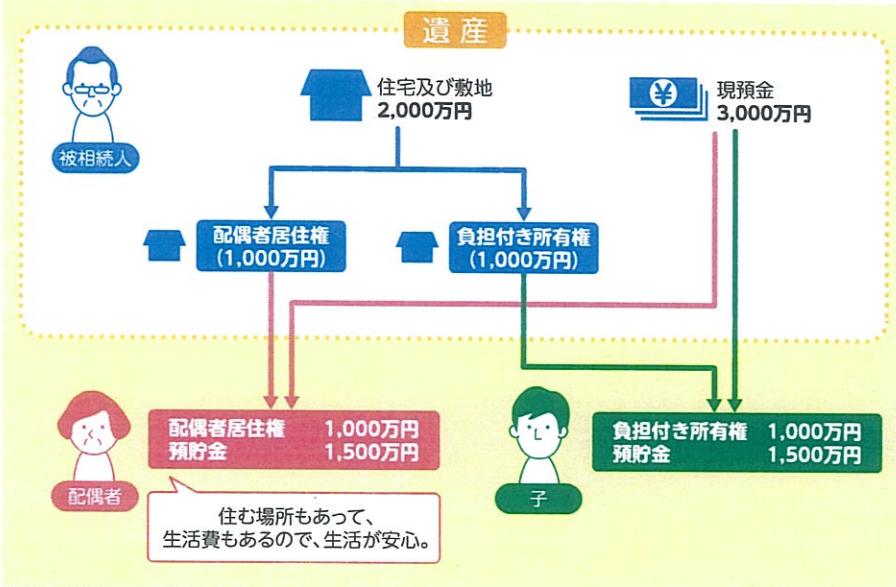
5 完成引渡し

賃貸借契約の更新交渉、テナント企業撤退、倒産時の対応など誘致後のアフターフォローも行います。

*JJAの工事検査は建築士法に規定される工事監理を実施するものではありません。

◎制度導入のメリット

居住権は、「住宅の従来の所有権」より低い額で評価されるため、実質的に預貯金など他の遺産の配偶者の取り分を増やしやすくなりました。また、「終身配偶者居住権」の場合は一生住み続ける権利も取得でき、安心です。(他に最低でも6か月間は住み慣れた住宅に無償で住み続けることができる「配偶者短期居住権」があります)



◎配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権を取得するためには、以下のすべてを満たすことが必要です。

- ①被相続人が所有する不動産であること(夫婦共有も可。)
- ②相続開始時点で配偶者(事実婚は不可)が居住していたこと(別居、施設入居は不可)
- ③遺産分割協議、遺言(死因贈与を含む)、家庭裁判所の審判のいずれかによって「配偶者居住権」を取得する旨を定めること

2. 婚姻期間20年以上の夫婦間で行った自宅の生前贈与等の優遇措置

通常、被相続人が意思表示をしていない限り、被相続人が配偶者に財産を生前贈与等していった場合は、相続発生後の相続人間での遺産分割協議において、その財産も分割の対象とされますが、この改正により、婚姻期間20年以上の夫婦であれば、住居と敷地を配偶者に対して生前贈与するか又は遺言で贈与の意志を示していた場合(配偶者居住権も含む)は、原則として分割協議の対象となる相続財産にその居住用不動産を含めない扱いとなりました。

(令和元年7月1日施行)

【事例】

法定相続人：配偶者と子供1人の計2人。

遺産の基礎控除前の課税価格：2億円。

下記2つの分割方法によって、相続税額はそれぞれ下表のようになります。

| 分割方法 | 相続人 | 取得した財産額 | 相続税の総額 | 配偶者の税額軽減額 | 各人の納税額 |
|--------------|-----|---------|---------|-----------|---------|
| 全財産を子が取得 | 配偶者 | 0円 | 3,340万円 | — | 0円 |
| | 子 | 2億円 | | — | 3,340万円 |
| 配偶者が法定相続分を取得 | 配偶者 | 1億円 | 3,340万円 | 1,670万円 | 0円 |
| | 子 | 1億円 | | — | 1,670万円 |

3. 申告期限までに配偶者の相続分が決まらない場合

配偶者の税額軽減は、遺産分割などで配偶者が実際にもらった正味の財産を基に計算されます。そのため、相続税の申告期限までに分割が決まらない場合は、配偶者の税額軽減がないものとして相続税の申告・納税をしなければなりません。

ただし、一定の書類を申告時に添付すれば、申告期限後3年以内に分割された場合、期限内に「更正の請求」をしてこの税額軽減を受けることも可能となります。

4. 二次相続での留意点

最初の相続で配偶者が多くの財産をもらい、この税額軽減の制度を利用すれば、その時の申告では税額をかなり抑えることができます。ただし、その後、配偶者に相続が発生した際に相続税の負担が却って重くなってしまう可能性があります。したがって実際に分割する際は、将来の配偶者の相続(二次相続)も考慮して分割するように心がけられると良いと言われています。

5. 民法の改正

民法の相続分野の規定が平成30年に改正され、高齢化社会において配偶者の居住権を保護するための下記の方策が取されました。

1. 配偶者居住権の新設(施行:令和2年4月1日)

◎概要

配偶者居住権は、配偶者の住まいや生活資金を保障するために創設された制度で、相続開始の時に配偶者が被相続人所有の建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間無償で住み続けることができる権利であり、従来の建物所有権を、「配偶者居住権」と「負担(配偶者居住権)付き建物の所有権」とに分割されたものと考えられます。

JAでは住宅展示場の見学サポートを実施しております

JAの住宅展示場 見学サポート

JAグループの担当者が住宅展示場をご案内します!

住宅展示場見学サポートのメリット

効率よく見学できる

お部屋の「間取り」、「こしの良さ」等を詳しく聞かせてもらいます。

新築のための情報をお提供

「各メーカーの特徴や違い」など、JAグループがおもてなす様々な情報をご提供いたします。

ハウスメーカーのアンケートは記入不要

個人情報等を記入するハウスメーカーのアンケートは実施いたしません。登録後にハウスメーカーから直接連絡があることはありません。

こんな方にオススメです!



STEP1
申込・受付
STEP2
予約完了
STEP3
ご案内



JAグループ神奈川の NO.6 キャラクター紹介コーナー

湘南そだっち

湘南そだっちは、JA湘南大型農産物直売所「あさつゆ広場」のオリジナルキャラクターの愛称です。JA湘南管内で生産量の多いキュウリ・トマト・また金田地区の特産品であるイチゴを擬人化したもので、愛称は公募で決定いたしました。

かながわ 逸品探訪 Vol.18

秦野綜合工場製造 麵の詰合せ

J.A.全農で唯一の乾麺工場である秦野綜合工場で製造した麺の詰合せです。

無塩うどん
塩分無使用のため茹でこぼし不要の商品です。塩分を気にされる方にもおすすめです。

季のうどん
透明感があり、もちもち感・のどごし・こしの強さの良い麺です。

はるみうどん
原材料に神奈川生まれ・神奈川育ちのブランド米「はるみ」の米粉を使用しています。米粉入り麺ならではの食感をお楽しみください。

エーコープ丸うどん
人気のエーコープ丸細うどんをコシと歯ごたえのある太麺にしました。

秦野らーめん
もちもち感、のどごし感の良い麺に仕上げました。

お問い合わせ
JA全農かながわ 生活課 TEL. 0463-20-2877

※プレゼント内容は変更になる場合がございます。予めご了承ください。

お問い合わせ先 JA全農かながわ 施設部
TEL.0463-20-2860 <https://www.zennoh.or.jp/kn/house/>

料金受取人払込便
平塚局承認
2402

差出有効期間
2023年2月
2日まで
切手を貼らずに
お出しください

2540811

JA全農かながわ 施設部
全国農業協同組合連合会 神奈川県本部
神奈川県平塚市八重咲町三一三

J A ビルかながわ 5F

『塗り絵コーナー』 ご家族でお楽しみ下さい! ※裏面アンケートのみでもご応募できます。

キリトリ

ハガキを送って 「秦野綜合工場製造 麵の詰合せ」

を抽選で 20名の方にプレゼント!

応募方法: 本誌をキリトリ線で切り、各記入箇所に回答の上、ご応募ください。(切手は必要ありません)
(塗り絵は塗らなくても構いません)

締切: 2022年10月21日(金)(当日消印有効)

当選者発表: 商品のお渡しをもって発表とさせていただきます。

アンケート 該当のものに○をお付けください。

Q1. 本誌に掲載して欲しい内容を教えてください。

- A. 事例紹介 B. 住宅・設備に関する内容
C. 税制に関する内容 D. 特になし
E. その他()

Q2. 資産活用・運用について、JAへの相談を希望する内容はありますか?

- A. 相続・遺言 B. 法律・税金 C. 土地活用
D. 自宅の建築・リフォーム E. 特になし
F. その他()

Q3. ご質問、本誌へのご意見・ご要望などございましたら
ご記入ください。

アンケートは以上です。ありがとうございました。

連絡先等ご記入ください

ご希望の資料がございましたら印をつけてください。(複数可)

住宅の資料請求 アパートの資料請求

| | |
|-----|-----|
| お名前 | 年齢 |
| ご住所 | 歳 |
| お電話 | () |

塗り絵を送付いただいた場合、全農神奈川県本部ホームページ・広報誌等に掲載を予定しております。

掲載用ペンネーム

※ペンネームが空欄、あるいは掲載に不適切な内容のペンネームが記載されていた場合、苗字にて掲載します。

※掲載を希望しない場合は以下の項目に☑印をつけてください。

塗り絵の掲載を希望しません。

お客様の個人情報は「JA全農個人情報保護方針」に基づき適正に管理しております。

ご記入いただいた個人情報は景品のお届け、資産管理相談等のために、JAグループの担当者が連絡をとさせていただく目的で利用します。

個人情報保護のために

キリトリ線で切った後、中央の折線にあわせて折り、左側の用紙とのりづけしてください。
のりは全面ではなくグレーののりしき部分にのみ塗ってください。

のりしき